

意 見

食料・農業・農村政策審議会においては、国内産麦・外国産麦を通じた新たな麦政策の構築を図るため、昨年5月、総合食料分科会食糧部会の下に麦政策検討小委員会を設置し、現行の麦の施策・制度全般について検証の上、今後のあり方について検討を行ってきたが、今般、同小委員会で取りまとめがなされ、これをもって、別添「今後の麦政策のあり方」のとおり、本審議会の報告としたところである。

政府におかれては、今後、この報告を踏まえ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正等所要の措置の実施について万全を期されたい。

平成17年11月7日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典

今後の麦政策のあり方

(食料・農業・農村政策審議会報告)

平成17年11月

食料・農業・農村政策審議会

第1 新たな麦政策の構築に当たっての基本的考え方

麦は、国民の主要食糧として、日常生活において、パン・めん・菓子・味噌・押麦など多様な用途で使用され、国民が摂取するカロリー全体の約12%を供給するなど、食生活において大きな役割を果たしている。また、水田作地帯における転作作物、北関東・北九州等の水田営農における裏作作物、北海道の大規模畑作経営における輪作作物として、現状において、我が国の土地利用型農業の重要な作物として位置付けられている。

このように、麦は消費面・生産面で重要な位置付けにあり、「食糧管理法」から引き続き、現行の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）においても主要食糧として位置付け、その時々の方政策的要請に応じ、各般の施策を講じることにより、麦の安定供給を図ってきたところであり、今後とも、国内産麦について需要に応じた良品質麦生産（生産性の向上を含む）を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保していく必要がある。

このような中で、現在、麦については、平成10年に策定された「新たな麦政策大綱」（麦大綱）に即した施策が実施されているところであるが、この麦大綱に基づく施策が実行に移されてから7年が経過した中で、

- ・ 国内産麦の生産状況をみると、ほぼ全量が民間流通へ移行する一方、特に小麦は生産量が増加し、量的には15年産以降では既に食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）における27年度の生産努力目標に到達しているものの、品質・生産性の向上が遅れていること
 - ・ 麦加工産業についてみると、内外価格差が存在する中で、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加しており、原料調達面も含めたコストダウン等を通じた一層の国際競争力の強化や企業体質の強化に向けた取組が必要となっていること
 - ・ 制度全体の運用面をみると、麦会計は大幅な赤字が継続していること
- 等の問題点が顕在化してきている。

また、食料・農業・農村をめぐる状況をみると、農業の構造改革の立ち遅れなど危機的な状況が深化してきており、今後とも食料・農業・農村が我が国経済社会においてその役割を十全に果たしていくためには、思い切った農政改革に早急に着手し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める望ましい農業構造を確立することが必要となっている。

このため、本年3月に新たに策定した基本計画では、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換することとされた。特に、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策について必要性を検証することとされた。

麦についても、このような諸外国との生産条件格差の是正対策の対象とするとともに、収入の変動による影響の緩和対策の対象とすることとされた。

さらに、昨年7月末のWTO農業交渉において、市場アクセス・国内支持等について国際規律を強化する枠組みが合意され、この枠組みを前提に、より具体的なルールの策定に向けた交渉が、本年12月の香港における閣僚会議でのモダリティの合意に向けて大きく展開されているところである。また、東アジア諸国等と経済連携の強化に向けた交渉が行われており、その中で関税の撤廃等が議論されている。このような交渉の場においては、多様な農業の共存という考え方に基づいた我が国の主張を最大限反映させる取組を継続することが重要であるが、同時に、このような国際規律の強化や中長期的な貿易自由化（内外価格差の縮小等）の流れにも対応しうるような政策体系の構築が麦についても強く求められている。

以上のような状況を踏まえ、現行の麦の施策・制度全般について見直しを行い、担い手の育成・確保を通じた需要に応じた良品質麦生産、コストダウン等を通じた麦加工産業の国際競争力の強化を図るとともに、麦会計の健全化等を目指すことが必要となっている。

第2 国内産麦対策の見直し

1 品目横断的経営安定対策の導入に伴う既存施策の整理

(1) 麦を含む複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作に係る品目については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策を、別紙のとおり導入することとされた。

(2) この対策を麦についてみると、小麦は品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦は品質・生産性の向上に加えて生産の安定化がそれぞれ課題となっている中で、単に面積に基づく支払だけでなく、各年の生産量・品質に基づく支払も実施することとされており、各課題の解決に資するものとなっている。

また、麦の生産状況をみると、経営規模の小さい都府県の水田作地帯を中心として、個々に農業経営を行う農業者・法人のほか、集落営農・麦作集団が多数存在しているが、これらが果たしている役割を踏まえ、これらのうち、別紙の要件を満たすものについては対策の対象に位置付けられたところである。

(3) (1)のような品目横断的経営安定対策の導入は、以下のとおり、現行の麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、現行の国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保するという施策の基本的な方向性に即したものとする必要がある。

① 麦作経営安定資金は、麦大綱において、それまでの国による無制限買入れから民間流通に移行するに際して生産者の経営安定等を図るための措置として、麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内産麦の生産コストに着目し設けられたものであるが、今回導入される品目横断的経営安定対策と機能が重複するため、これを廃止し、同対策へ移行することが必要である。

② また、無制限買入れについても、麦作経営安定資金を含めて農政全体の方向が品目別対策から品目横断的経営安定対策へ転換することにより、政府買入価格の持つ麦の再生産確保機能が新たな対策に代替される中、これを存置した場合、制度全体の整合性を保てなくなること、麦大綱においても、「民間流通の定着に伴い、政府買入れの必要性は漸次薄れていき、最終的には不要となると考えられるが、民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途は残す」と整理されたが、民間流通については17年産において既に100%定着した中で、この経過措置としての役割も終了したと考えられること等から、引き続き適正かつ円滑な民間流通を確保しつつ、廃止の方向で整理することが必要である。なお、これに伴い、国内産麦の売渡しもなくなる。

(4) 麦大綱は、従来は無制限買入れの結果として、実需者のニーズが生産者に的確に伝達されず、需要と生産のミスマッチが大幅に発生していたため、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、無制限買入れから民間流通に移行し、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入することをその基本的な目的とした。このような民間流通に基づき実需者ニーズに応じた良品質麦の生産を推進するという方向性は今後とも変わることはないと考えられる。

その際、麦大綱の策定から7年間で民間流通が100%達成されたが、このように短期間かつ円滑に民間流通が定着化したのは、生産者や実需者の努力によるところが大きいものの、その背景には現行の食糧法に規定された内外麦に係る制度の枠組みがあったことも事実であり、このため、今回の品目別対策から品目横断的経営安定対策への転換に伴う麦に関する制度の変更に際し、無制限買入れの廃止についての生産者の不安感を払拭する必要があるとの意見も踏まえつつ、国内産麦について今後とも適正かつ円滑な民間流通が確保されるよう、麦の全体需給を示すなどその条件整備を図ることが必要である。

2 民間流通制度の見直し

(1) 民間流通制度の仕組みについては、その内容が専門的かつ実務的なものであるため、制度の見直しに当たっては、今後とも、生産者団体と実需者団体から構成される民間流通連絡協議会を活用するとともに、政府は、これらが円滑に運営されるよう、適切な指導等を実施することが必要である。

民間流通連絡協議会においては、昨年9月、市場原理の一層の徹底を図る観点から、現行の民間流通制度（全量播種前契約、競争制限的な入札制度（義務上場制、値幅制限、申込限度数量）、実績主義）の見直しが決定され、今後、現物取引の導入、義務上場制・値幅制限等の廃止、実績主義の見直し等について検討していくこととされた。

その後、本年4月に開催された民間流通連絡協議会において、18年産については、播種前契約の徹底、播種後における作付面積の確認、全国一律に設定されているアローワンス（播種前契約締結時において契約数量に設定した一定の幅）の地域の実情に応じた地方協議会での弾力的な設定について決定され、実行に移されたところである。

さらに、19年産以降については、契約の複線化（現物取引の導入、複数年度契約の試行的導入）や、従来相対とされていた追加契約麦（アローワンスを超えたもの）への入札取引の導入、相対取引における実績シェアのみによる現行の仕組みの見直し並びに入札の仕組み（義務上場制、値幅制限等）の見直しについて検討を進めることとされたところである。これらについて、定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

(2) 特に、加工原料としての麦の特性を考えると、今後とも播種前契約を基本とした仕組みとなると考えられる。このため、産地においては、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、17年産から、産地改革計画に基づき生産出荷計画を策定し、実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立、品質改善等に取り組んでいるところである。また、引き続き需要に応じた良品質で生産性の高い麦の生産に取り組むため、播種前契約の徹底を図るとともに、追加契約麦については、品目横断的経営安定対策への転換に併せ、その取扱いについて、今後、早急に検討する必要がある。

(3) さらに、品目横断的経営安定対策への転換に併せて、品質改善を推進する観点から、品質評価の基準について、17、18年産の運用状況をみつつ、現行の品質区分の適正化を念頭に置きながら、生産実態・実需者ニーズを踏まえ、適切に見直しを行う必要がある。

(4) なお、民間流通麦にかかる流通コストについては、民間流通への円滑な移行を図る観点から、当面政府がその負担を助成することと整理されたものであり、民間流通への完全移行という状況を踏まえ、本来のあり方に立ち返り、見直す必要がある。

3 農産物検査規格の見直し

農産物検査規格については、学識経験者及び関係者の意見を聴取しつつ、良品質麦の生産をより一層振興する観点から、容積重などの外形的要件に依っている品位等検査の見直し、成分検査項目の拡充など成分検査の見直しを検討することが必要である。

既に、春まき小麦については、独自の形質規格を設定し、17年産麦の検査から適用しているところであるが、今後とも実情に応じた形質規格を設定していく必要がある。

4 新品種開発・生産対策の推進

(1) 最近の消費者の安全・安心志向の高まりを背景に、国内産麦に対する需要が高まっており、国内産麦を100%使用した麦製品（パン・めん・押麦等）が増えてきている。このような国内産麦に対する需要を更に拡大させるためには、実需者ニーズに応じた新品種を開発することが必要である。

なお、新品種開発においては、各地域段階の推進会議における新系統の選抜、品種化の決定に実需者が参画するなど、実需者ニーズに応じた新品種開発を一層推進することが必要である。

(2) 国内産麦の現状をみると、小麦については品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦については健康志向の高まりを背景とした需要の増加に対応するため、品質・生産性の向上に加えて生産の安定化が課題となっている。このため、地域の条件を踏まえた新品種の導入・普及や麦種の転換、産地におけるきめ細かな品質管理、早期収穫技術の導入・普及等により、麦種・用途ごとの実需者ニーズに応じた良品質麦の計画的生産を推進することが重要である。

また併せて、個々に農業経営を行う農業者・法人、集落営農・麦作集団について、地域の実情に応じ、別紙の要件に沿って担い手を明確化し、これを育成していくことが重要である。

特に水田作地帯においては、地域水田農業ビジョンにおける地域の合意形成を通じて、担い手の積極的育成を図るとともに、これら担い手への麦作の集積の一層の加速化（作業受託に止まらず、農地の利用集積の加速化）、さらには米等を含む麦以外の作物も含めた農地の利用集積も進めることが必要である。

第3 外国産麦の輸入及び売渡し

1 国家貿易の維持

麦は国民生活上重要な品目であるため、国内産麦について適正かつ円滑な民間流通を基本とした施策を講ずるほか、需要量の9割近くを占める外国産麦について、その安定供給を図る必要がある。

このため、現在、我が国の需要に応えられる多様かつ良品質な麦を安定的に輸出できる国は、米・加・豪の3国（加・豪は輸出国貿易）であること、また、多様かつ良品質な麦を効率的かつ安定的に供給するためには、現在のインフラの整備状況に即した配船を行う必要があること等から、当面、引き続き、麦について国家貿易を維持することが必要である。

また、このような国家貿易は、麦に関する制度の基本的な枠組みとして、国内産麦の民間流通の定着に資してきたことに十分留意する必要がある。

このためにも、麦の全体需給を示すことなどにより、それに基づく国内産麦の生産及び民間流通の定着と外国産麦の安定的な供給を図ることが必要である。

2 備蓄制度の見直し

(1) 不測の事態に必要な数量については、従来2.6ヶ月とされていたが、他の輸出国からの代替輸入に要する期間が0.3ヶ月程度短縮化していること、過去最大の備蓄の取崩しは1.8ヶ月であったこと（平成5～6年のカナダでの船積遅延による取崩し）等を踏まえ、一定程度（例えば代替輸入期間の短縮分である0.3ヶ月程度）の圧縮が可能であり、このため、既に17年度末には、2.3ヶ月分となるよう見直しを行ったところである。

(2) さらに、官民分担については、民間の在庫だけでは安定供給に支障を来す場合に、国が最後の出し手として放出することで安定供給を図るという考え方に立ち、通常時の需給操作に必要な在庫（例えば現行の民間のランニングストック0.6ヶ月分に現行の備蓄水準に係る民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準）は民間が保有し、不測の事態において通常時の需給操作に必要な在庫だけでは不足するものは備蓄として国が保有するという整理を行うことが必要である。なお、この整理については、制度全体の費用負担の削減の観点から、早急に行うことが必要である。

3 外国産麦の売渡しの見直し

(1) 外国産麦の流通については、港湾、サイロ等のインフラが整備されており、引き続き、このようなインフラの整備状況に即した計画的配送により効率的な物流を達成する必要がある。したがって、外国産麦の売渡しについては、引き続き、麦加工産業の需要に即した計画的な買付け、売渡しを実施することが必要である。

(2) 上記のように、麦については、当面、引き続き、国家貿易を維持することが必要であるが、一方で国家貿易では最新時点における実需者の多様なニーズにきめ細かく対応することに限度があることも事実であり、このため、このような実需者ニーズに対応できるようにする等との観点から、米や飼料用大麦について既に導入されているSBS方式を、新たに麦についても導入する必要がある。

なお、SBS方式の具体的な運用に当たっては、今後、関係者の意見を聴取しつつ、これを適切に実施する必要がある。

(3) 外国産麦については、現在、国内産麦と同じく、毎年、標準売渡価格を定め、年間を通じて一定の価格で売渡しを行っているが、この標準売渡価格については、

① 国内産麦については、無制限買入れの廃止に伴い、これに基づく売渡しもなくなること

② 標準売渡価格は、当初は消費者の家計へインフレの影響が及ばないようにすることを目的に導入されたが、

a 現時点ではこのようなインフレは想定し難いこと

b 小麦粉価格も低下傾向で推移していること

c 現在、標準売渡価格の算定の根拠とされている品目は、家計における小麦粉と精麦のみであり、パン・めん類等の麦製品の大宗は対象となっていないこと

③ 同じ主要食糧である米についても、既に標準売渡価格は廃止され、市場実勢に即した売渡しが行われていること

等を踏まえると、その設定の根拠は現時点では見出し難いと考えられ、外国産麦についてもこれを廃止することが適当である。

標準売渡価格の廃止後における外国産麦の売渡しについては、買付価格（輸入委託商社に支払う買入委託代金）に一定のマークアップを上乗せした売渡価格となるが、このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかについては、効率的な物流を達成する等の観点に立ち、決定する必要がある。

(4) なお、大麦については、売買逆ザヤが生じており、管理経費も賄うことができない状況にある。このため、売買逆ザヤの解消を始め適切なコスト負担の観点から、売渡価格を設定することが必要である。

(5) 内麦助成金及び管理経費については、従来、コストプール方式の下、マークアップを充当してきたところであるが、さらに最近では多額の財政資金も投入しているところである。

マークアップについては、当面、引き続き、国家貿易等麦の制度運営に係る管理経費に充当する必要がある。

また、内麦助成金については、

① 国内産麦は、外国産麦に比べるとその比率は小さいものの、消費者の安全・安心志向の高まりを背景に需要が増加し地産地消が推進されている等、麦加工産業にとって重要な役割を担っていること

- ② 小麦・大麦は国家貿易により安定供給が図られているが、小麦と競合関係にある小麦粉・小麦でんぷん等も国家貿易により管理されている。また、同じく競合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても、最近では輸入が増加しているものの、一定の関税が賦課されており、麦加工産業は、全体として相応の対外競争力を有していること
 - ③ 以上のような観点を踏まえ、従来から、実需者が内麦助成金について負担を行ってきたこと
 - ④ 厳しい財政事情を勘案する必要があること
等から、当面、引き続き、実需者の負担を求めることが妥当である。なお、その水準については、
 - ① 国際規律の強化や中長期的な貿易自由化（内外価格差の縮小等）の流れにも対応しうよう、麦加工産業の国際競争力の強化に十分留意したものとすること
 - ② 麦に対する財政支出についても、今後の経済社会の変化等を踏まえれば、納税者負担についてさらに制約が強まることに十分留意することが必要である。
- (6) 品目横断的経営安定対策の導入は、麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、麦のマークアップの使途に関し、マークアップが実需者負担であり、ひいては消費者負担であることに十分留意する必要がある。

4 管理コストの削減

管理コストの削減を引き続き図るため、例えば、保管料単価については、麦加工産業の利便性に配慮しつつインフラ条件の整ったサイロでの在姿渡販売を行っていることから市場メカニズムが働きにくい実態にあるが、倉庫業を取り巻く市場動向等を反映して定期的に見直しを実施することや、各港における港湾能力も勘案しつつ4万トン級の大型船を一層活用する必要がある。

第4 麦加工産業対策の推進

上記のような制度全体の見直しは、国内産麦の品質や生産性の向上に大きく資するものであるとともに、国内産麦の持続的な生産に不可欠な麦加工産業の体質強化や国際競争力の強化を図ることとなるものであり、これらは最終的には消費者利益の向上にも資することとなる。さらに、このような麦加工産業の体質強化について、その自主的な取組を促進するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新の取組や、「産業活力再生特別措置法」の適用等を通じ、国内産麦を活用した新商品・新技術の開発、製造設備の集約等に対する支援を実施する必要がある。

品目横断的経営安定対策

1 趣旨

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

具体的には、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策を実施する。

2 仕組み

(1) 諸外国との生産条件格差の是正のための対策

① 加入対象者

担い手への施策の集中化・重点化を図る観点から、加入対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ・ 認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件^(注1)を満たす組織であること

(注1)「特定農業団体と同様の要件」とは、特定農業団体が満たすこととされている以下の要件とする。

ア) 地域の農用地の2/3以上の利用の集積を目標とすること

イ) 組織の規約を作成すること

ウ) 組織の経理を一括して行うこと

エ) 中心となる者の農業所得の目標を定めること

オ) 農業生産法人化計画を有すること

このうち、アの2/3については、経過措置として、当分の間、地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、1/2とする。

- ・ 一定規模以上の水田又は畑作経営を行っているものであること

「一定規模」とは、

ア) 認定農業者にあつては、北海道で10ha、都府県で4ha

イ) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあつては、20ha

とし^(注2)、制度開始後は、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。

ただし、この規模については、都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができる。

具体的には、

- ア) 物理的制約から規模拡大が困難な地域に限定し、基本原則の概ね8割の範囲内（中山間地域にあつては、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については5割の範囲内）で緩和可能とする。
- イ) 地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、20 ha × 生産調整率（7 ha を下限）の範囲内（中山間地域にあつては、20 ha × 生産調整率 × 5/8（4 ha を下限）の範囲内）で緩和可能とする。
- ウ) 対象品目を経営上の重要な構成要因としつつ、有機栽培、複合経営等により相当水準の所得を確保している経営^(注3)については、事情に応じて個別に認定する。

なお、上記の要件により難しい特別な事情がある場合においては、都道府県知事は、その経営を施策の対象としなければならない合理的な理由を付して、対象者とすることを要請することができることとする。（都道府県知事からの要請内容については公表）

（注2）面積は、対象者が権原を有する農地基本台帳の現況地目「田」と「畑」の面積の合計（特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあつては、組織の構成員が権原を有する「田」と「畑」の面積の合計（一元経理の対象外的面積を除く））とする。また、主な基幹作業（水稻においては基幹3作業以上）を受託し、収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している面積も含む。

（注3）市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象品目（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）の収入、所得または経営規模が当該農業経営の農業収入、所得または経営規模の概ね1/3以上である場合。

- ・ 対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守するものであること
- ② 対象品目
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょとする。
- ③ 具体的内容

②の対象品目について、市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、担い手の生産コストと販売収入の差額^(注4)に着目して、各経営体の過去の生産実績（現行対策における支援対象数量を面積に換算）に基づく支払い^(注5・6)と各年の生産量・品質に基づく支払いを行う。

（注4）主産地の一定規模以上の農家の全算入生産費と平均販売収入額との差額を措置

（参考）直近の数値を基にした現時点での試算値（平均的単収の場合）

※ この単価は、現時点の生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の単価は、来年秋に直近の生産費及び平均的な販売収入等に基づき算定した上で、改めて決定するため、この試算値とは異なる。

小 麦 40, 200円/10a (6, 400円/60kg)

大 豆 30, 200円/10a (8, 840円/60kg)

てん菜 42, 800円/10a (7, 660円/トン)

でん粉原料用ばれいしょ 53, 300円/10a (12, 400円/トン)

※ ()内の数値は、単価の試算に用いた平均的単収で数量ベースに換算した場合

(注5) 単価は地域ごとの単収の違いを反映し、地域別に設定する。

(注6) 施策導入時まで又は導入後において、対象者の規模が拡大(縮小)した場合及び対象者となる集落営農組織が育成された場合には、規模拡大(縮小)や組織化の状況に応じて「過去の生産実績に基づく支払」の交付額を修正するものとする。

(2) 収入の変動による影響の緩和のための対策

① 加入対象者

(1) と同じとする。

② 対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょとする。

③ 具体的内容

②の対象品目ごとの当該年の収入^(注7)と、基準期間(過去5年中の最高年と最低年を除いた3年)の平均収入^(注7)との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんする(農業災害補償制度による補償との重複を排除する)。

積立金^(注8)は、政府3：生産者1の割合で、拠出する。

(注7) 都道府県ごとに捉えるものとする。

(注8) 対象品目ごとの基準期間の平均収入の10%の減収に対応しうる額とする。

3 計上先

品目別の各種財源を一括経理するため、本対策に関連する食糧管理特別会計と農業経営基盤強化措置特別会計の統合を検討する。